

最低制限価格制度の改正について

平成29年4月28日

改正の概要

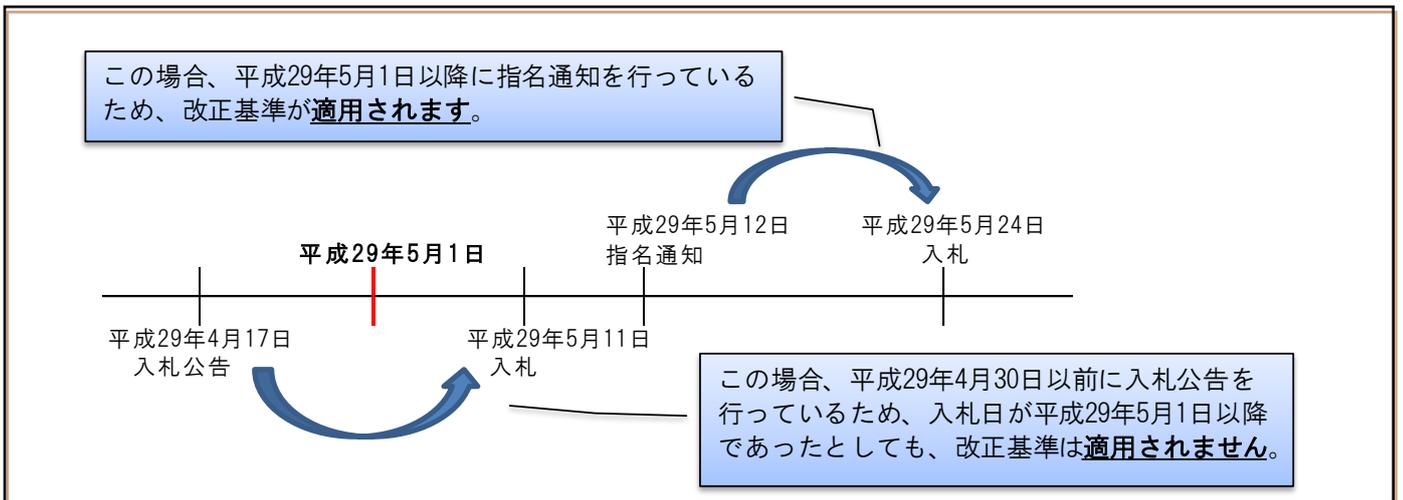
中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、本市建設工事及び建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の入札における最低制限価格の設定基準を改正します。

(参考URL) <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/0010/20151116115007.html>

適用日及び注意点

平成29年5月1日以降に公告または指名の通知をする建設工事の入札に改正後の基準が適用されます。**平成29年4月30日以前**に公告または指名の通知をされたものについては、**改正前の基準を適用**しますので、ご注意ください。

改正基準適用のイメージ図



改正前後の比較

建設工事

改正前

A (最低制限価格)
= 直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55
(ただし、 $A \geq \text{予定価格} \times 7/10$)

改正後

A (最低制限価格)
= 直接工事費 × **0.97** + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55
(ただし、 $A \geq \text{予定価格} \times 7/10$)

建設工事に係る調査、設計及び測量の業務

①地質調査業務以外に係る契約について

$$A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

(ただし、予定価格×8/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10)

②地質調査業務に係る契約について

$$A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

(ただし、予定価格×8.5/10 ≥ A ≥ 予定価格×2/3)

※業種区分及び $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ については、下記表を参照。

改正前

業種区分	$\boxed{1}$	$\boxed{2}$	$\boxed{3}$	$\boxed{4}$
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の4.5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

改正後

業種区分	$\boxed{1}$	$\boxed{2}$	$\boxed{3}$	$\boxed{4}$
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額